日本企業に対する投資支援措置

2020年8月25日

スターシニー・サミット

タイ投資委員会(BOI)
戦略・企画部・部長

COVID-19感染拡大
に対する措置

COVID-19 感染拡大による影響を軽減するための措置

1. 法人所得税免除恩典利用の申請期間延長

2. 生産効率向上のための措置のもとで認可されたプロジェクトに対し、機械輸入期間および、操業開始期限の延長

3. ISO9002やCMMIその他相当する国際規格を取得する期間の延長

4. 一般奨励プロジェクトに対し、操業開始期限の緩和

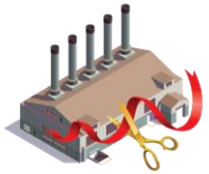

5. 医療産業に対する支援措置の強化

生産効率向上のための措置

生産効率向上のための措置

省エネルギー、
代替エネルギー使用、
環境影響の軽減のための
機械の代替または
機械のアップグレード

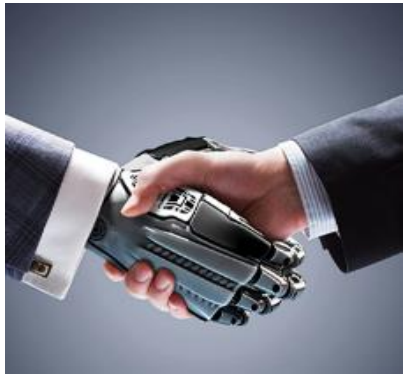

効率向上を目的とした
機械の入替えまたは
アップグレード
例： 自動化、デジタル化

R&D/先端的
エンジニアリングデザインを目的にした投資または支出

国際的農産業基準の
取得のための製造ライン
の
アップグレード

恩典

申請期限：2020年12月30日

- 機械の輸入税免除
- 法人所得税を3年間免除 ただし、既存事業からの収入を法人所得税免除対象の収入とし、生産効率向上のための投資金額 (土地代および運転資金を除く) の50%を上限とする。(自動化における投資金額の30%以上がタイ国内の自動化機械製造産業に寄与する場合、法人所得税除の上限を100%とする。)

「STEM」分野における
人材開発

「STEM」分野における人材開発への投資恩典

対象となる投資金/支出	追加の免税額 (投資金額/支出の%)
A. 職業統合学習 (Wil) 科学・技術分野における職業統合学習プログラム	100%
Bタイ高等教育科学研究イノベーション省 (MHESI省) 社内トレーニングを含むMHESI省が認証するトレーニングプログラム	200%

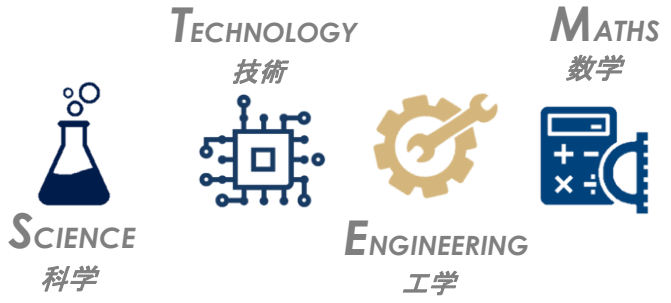

認証機関

MHESI
กระทรวงการอุดมศึกษา วิทยาศาสตร์ วิจัยและนวัตกรรม
Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation

EEC
เขตพัฒนาพิเศษภาคตะวันออก
เชื่อมโลก ให้ไทยแล่น

条件：

申請期限：2021年12月30日

産業による人材開発(HRD)インフラのためのBOI恩典

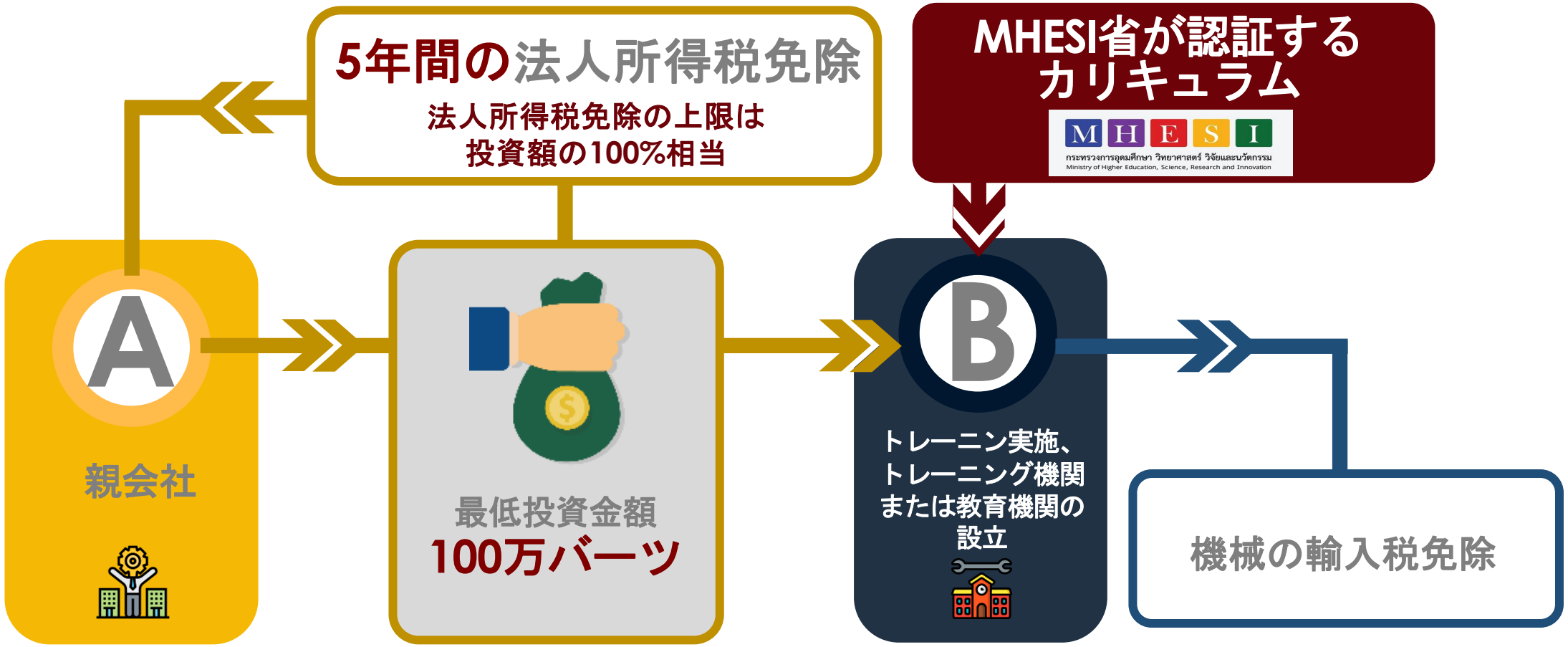

- BOI奨励事業リストの対象事業のプロジェクト
- 法人所得税（CIT）の恩典を受けた事がない、もしくは法人所得税恩典がすでに終了したプロジェクト

申請期限: 2021年12月30日

投資促進の特別措置

投資促進の特別措置

恩典

法人所得税免除 (5年～8年) ＋ **5** 年間 **50%** 法人所得税減税

条件

- 対象事業を行うこと (約120事業の対象事業)

最低投資額
- 投資期限が2020年2月6日～2020年12月30日の場合、5億バーツ以上
- 投資期限が2020年2月6日～2021年12月30日の場合、10億バーツ以上

- 申請期限: **2020年12月**

最新の投資奨励措置

現代農業システムへの投資奨励措置

業種
現代農業システム製造またはサービス、例えば、状態探知及び追跡システム、水・肥料・薬品などの関連資源の使用制御システム、そしてスマート温室システムなど

条件	恩典
自社でシステムおよびソフトウェアの設計を有する場合 1. データ収集・変換・解析を含む、システム集積方式の、関連資源を管理するシステムおよびソフトウエアの設計を有すること。 2. 情報技術開発及び工学分野の人員給与費用が年間最低150 万バーツ以上または投資金額 (土地代及び運転資金を除く) が100 万バーツ以上であること。	法人所得税を 5年間 免除 （上限なし）
自社でシステムおよびソフトウェアの設計がない場合 1. 操業開始の前に、国内開発者 (特にスタートアップ) による最低1,000万バーツ以上のシステムまたはソフトウェアまたはプラットフォームの開発における支出がなければならない。 2. サービスのために機械および/または機器の製造もしくは調達を有すること 3. データ収集・変換・解析を含む、システム集積方式の、関連資源を管理するシステムを有すること。 4. 情報技術開発及び工学分野の人員給与費用が年間最低150 万バーツ以上または投資金額（土地代及び運転資金を除く）が100 万バーツ以上であること。 5. 機械・機器の販売/レンタルによる収入は法人所得免除対象の収入に含まれない。	法人所得税を 5年間 免除

THAILAND BOARD OF INVESTMENT

What's next ?

- **生産効率向上のための措置の継続**
  (既存措置の有効期限は2020年12月まで)
  1. 再生可能エネルギーの活用
  2. エネルギー効率の改善
  3. 環境負荷軽減
  4. IoTを含む自動化およびにロボットの活用
  5. 高生産効率のための機械の入替え (非自動化)
  6. 持続可能認定証書の取得
- **「デジタル化/デジタル化移行」促進のための措置**
- **人材開発(HRD)を重点とする活動の継続**
- **生物循環グリーン(BCG)及び医療ハブのための措置の強化**

2020年上半期の
投資動向

投資奨励申請：2019年と2020年の上半期

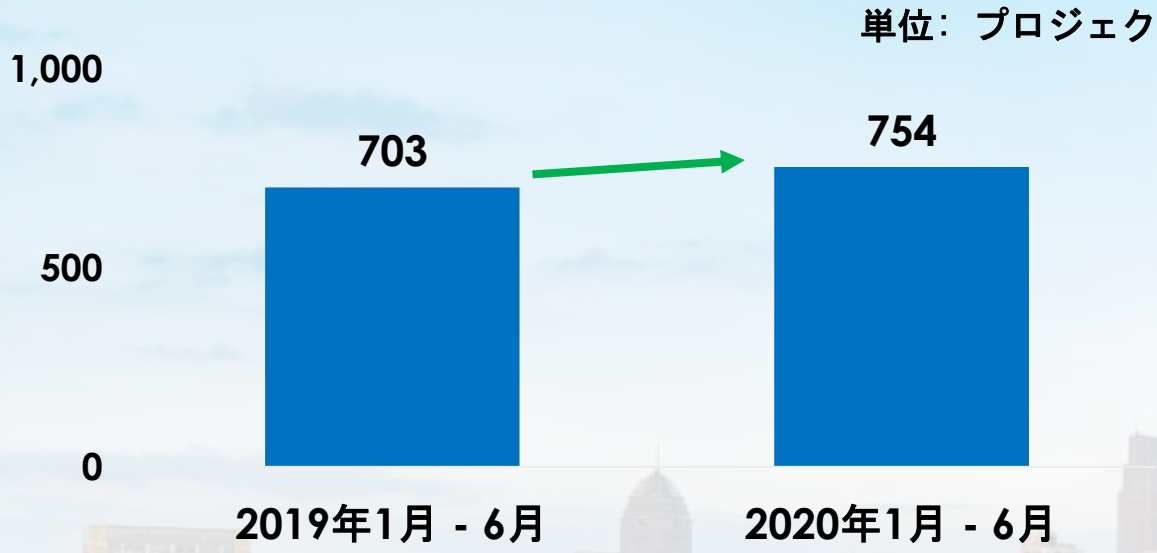

プロジェクト数 7% 増

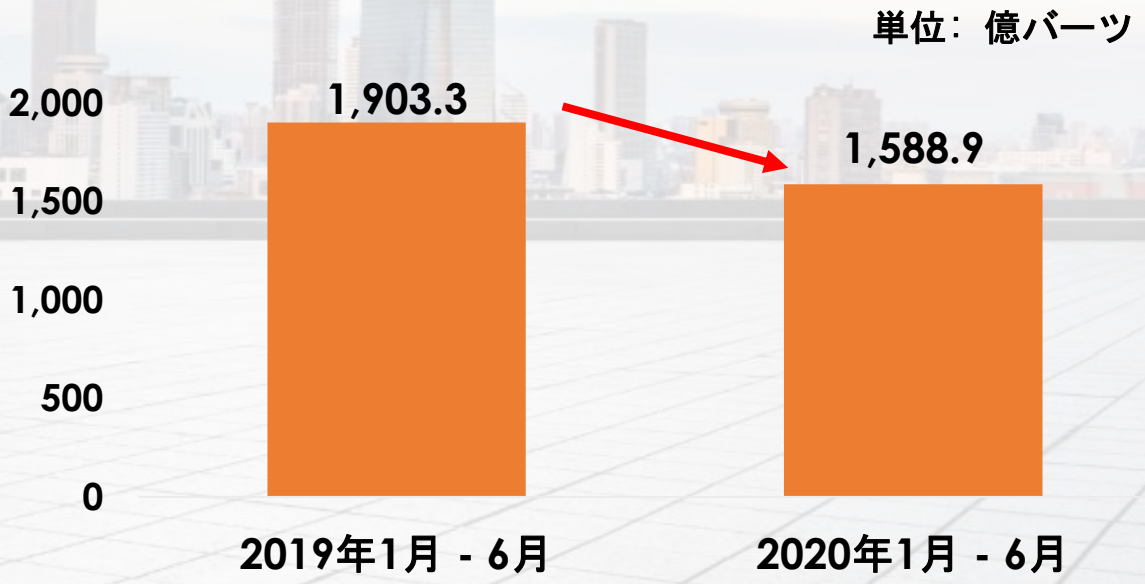

投資額 17% 減

備考：増加したプロジェクト数は大体再生可能エネルギーによる電力の製造事業である。

外国直接投資 (FDI)

全体の奨励申請金額の 48% を占める

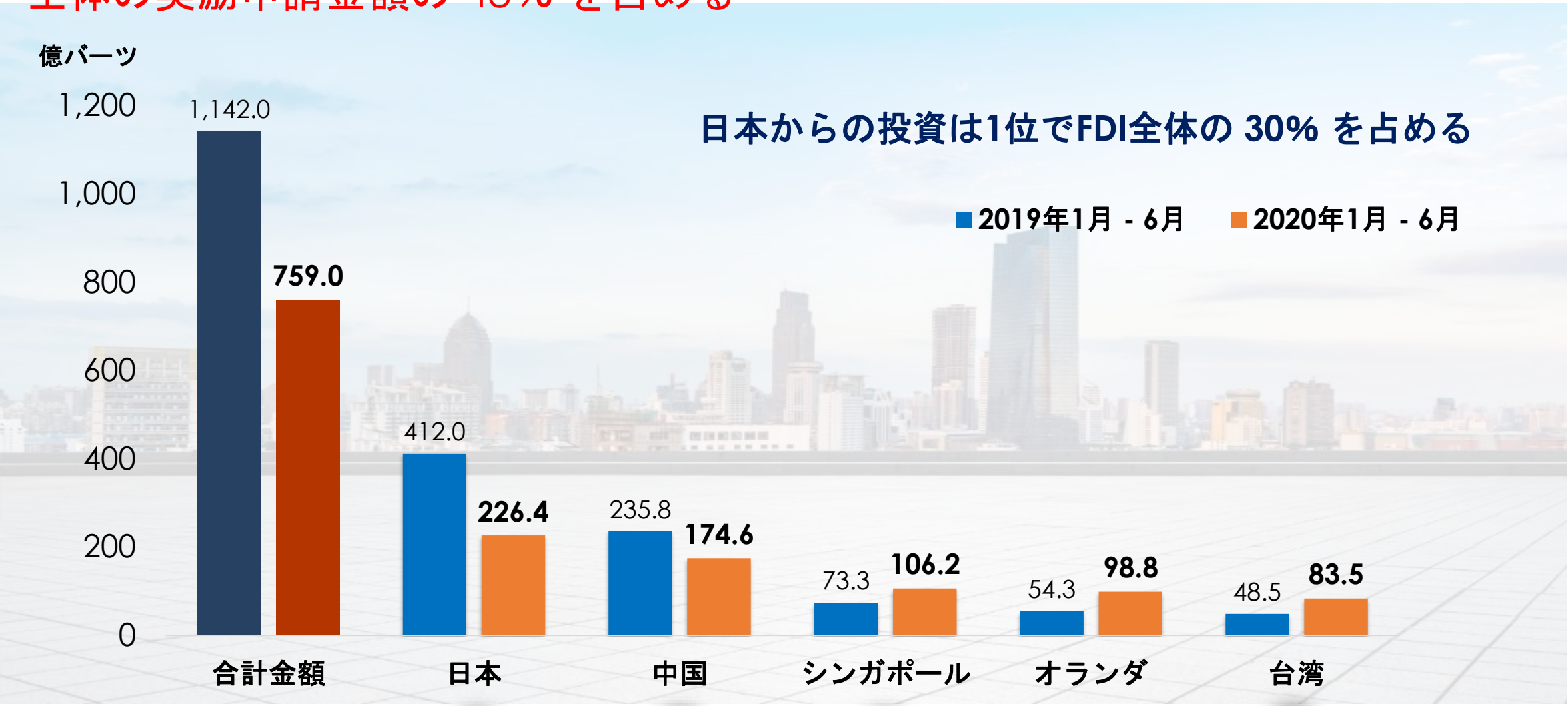

10のターゲット産業への投資奨励申請：2020年上半期

合計金額 831.4 億バーツ、全体の奨励申請金額の 52% を占める

新しいターゲット産業

医療	130.7 億バーツ
バイオ	21.8 億バーツ
航空	13.8 億バーツ
デジタル	5.2 億バーツ
自動機械およびロボット	4.2 億バーツ

既存のターゲット産業

電気・電子機器	282.5 億バーツ
農業および食品加工	153 億バーツ
自動車および部品	135.1 億バーツ
石油化学および化学品	43.8 億バーツ
観光	41.3 億バーツ

公共事業、基本サービス、輸送、工業用地開発、IBC等その他の産業の合計金額は 757.5 億バーツ (48%) となる。

東部経済回廊(EEC)における投資奨励申請の全体:
2019年と2020年の上半期

	2019年 1月 - 6月		2020年 1月 - 6月	
	奨励申請金額 (億バーツ)	割合	奨励申請金額 (億バーツ)	割合
チャチュンサオ県	93.0	11.1 %	121.7	14.2 %
チョンブリー県	406.5	47 %	399.9	46.8 %
ラヨーン県	381.3	41.9 %	333.2	39.8 %
合計	880.8	100%	854.8	100%

EECにおける申請金額 ⬇ 3%

全国における申請金額 ⬇ 17%

2020年上半期の EEC における奨励申請金額は 合計奨励申請金額の 54% を占める。

EECにおける外国直接投資 (FDI)の投資奨励申請

EECにおける FDI が FDI 合計の 50% を占める

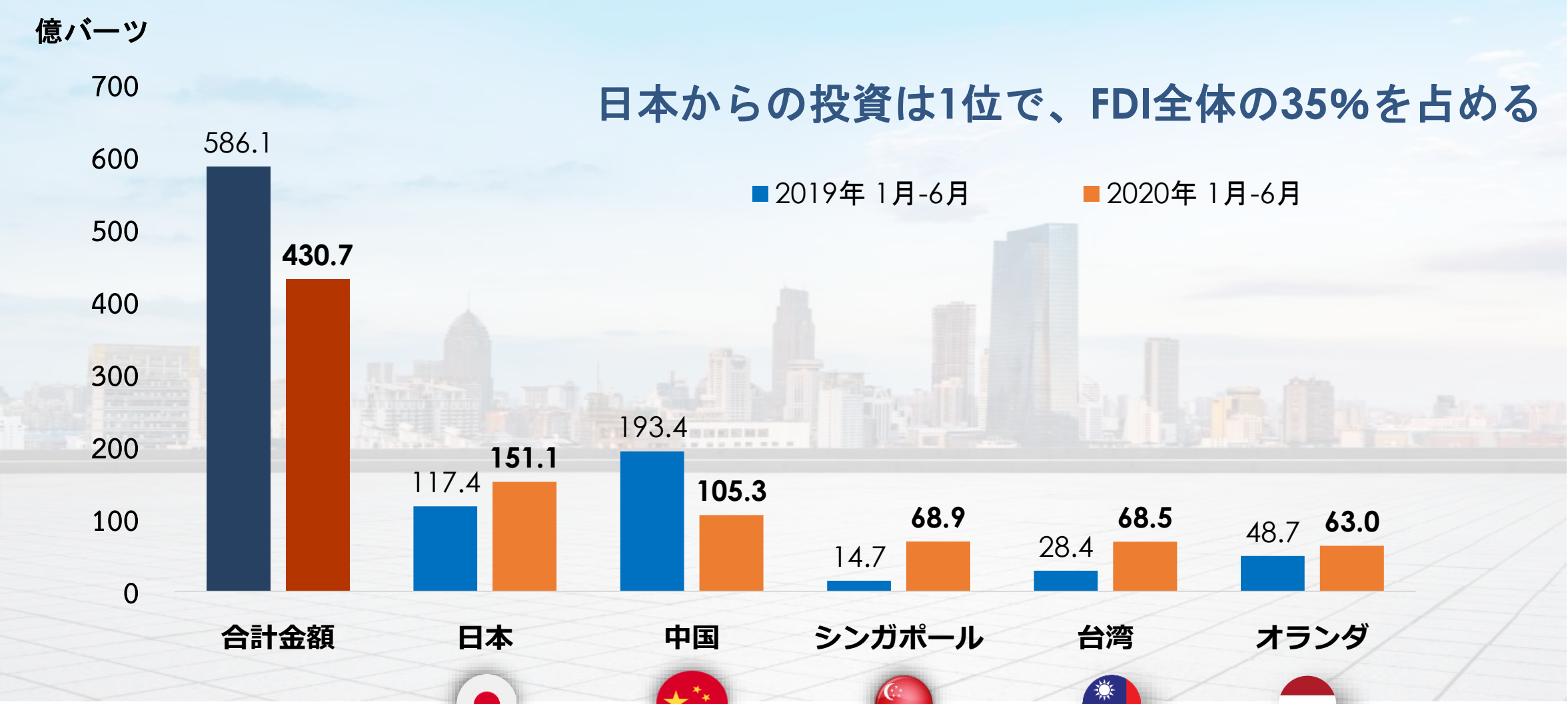

EECにおける10のターゲット産業への投資奨励申請

2019年 1月 - 6月

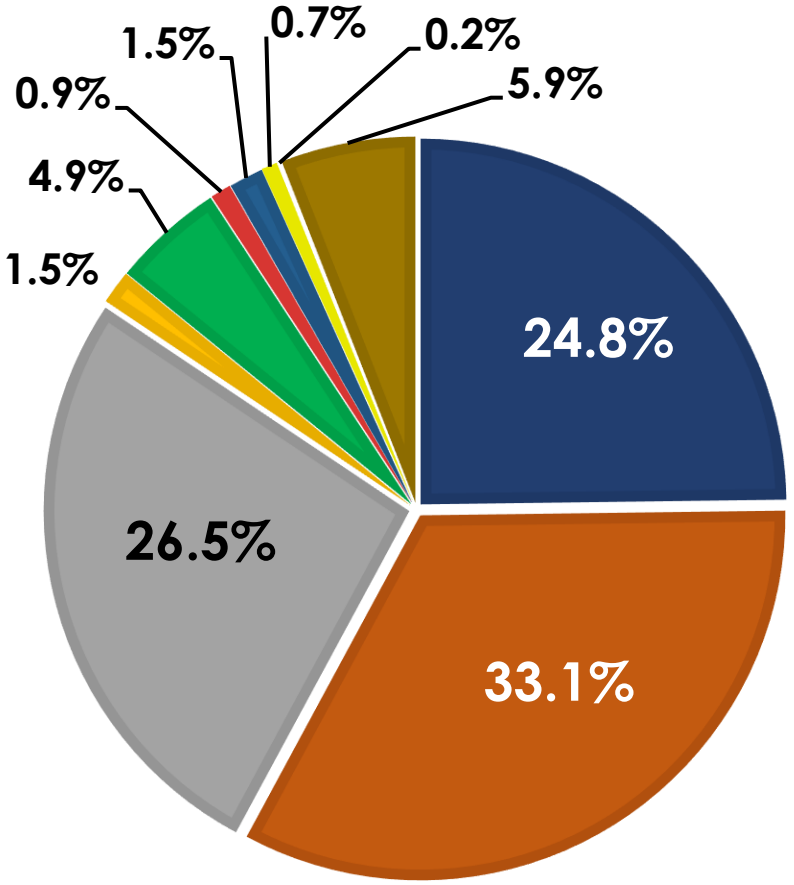

- 電気・電子機器
- 自動車および部品
- 石油化学および化学品
- 農業および食品加工
- 観光
- メディカル
- オートメーション・ロボット
- 航空
- デジタル
- バイオテクノロジー

2020年 1月 - 6月

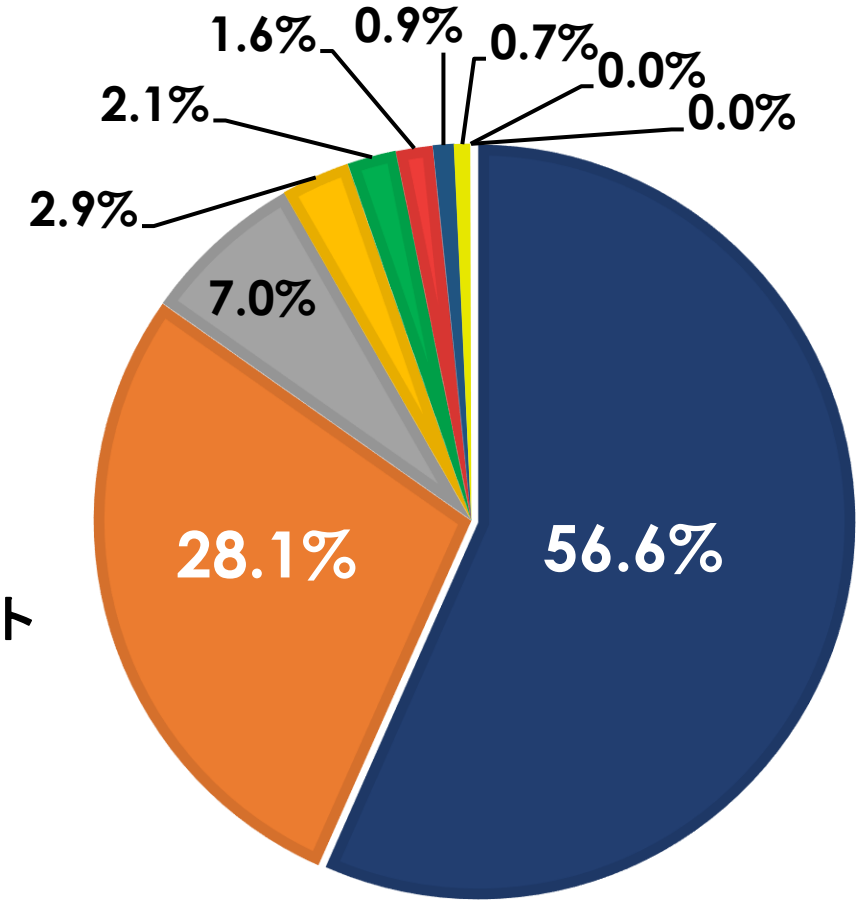

効率向上措置の奨励申請プロジェクト

効率向上のための措置	2019年		2020年1月 - 6月	
	プロジェクト数	投資額 (億バーツ)	プロジェクト数	投資額 (億バーツ)
省エネルギー、代替エネルギー使用、環境影響の軽減のための機械の代替または機械のアップグレード(ルーフトップ型ソーラーパネルを含む)	122	52.66	67	92.60
生産効率向上のために既存生産ラインの機械の代替または機械のアップグレード 例：自動化、IOT	41	110.44	21	17.60
合計	163	163.10	88	110.20

BOI 本部:
555 Vibhavadi-Rangsit Road., Chatuchak, Bangkok 10900, Thailand

66 (0) 2553 8111

66 (0) 2553 8315

head@boi.go.th

ワンスタートワンストップ投資センター (OSOS)

18th Floor, Chamchuri Square Building, 319 Phayathai Road, Pathumwan
Bangkok 10330, Thailand

Tel: 66 (0) 2209 1100
Fax: 66 (0) 2209 1199
Email: osos@boi.go.th

お問合せはこちらから